

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	東邦亜鉛株式会社
【英訳名】	Toho Zinc Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸崎 公康
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03(6212)1711(代表)
【事務連絡者氏名】	総務本部長 大久保 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03(6212)1711(代表)
【事務連絡者氏名】	総務本部長 大久保 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 東邦亜鉛株式会社大阪支店 (大阪府中央区今橋三丁目3番13号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第118回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額1,357,925,070円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合するとともに、効力発生日における発行可能株式総数を26,400,000株とする。

第3号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、所要の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、丸崎公康、今井力及び山岸正明の3名を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、相原誠、多田稔及び乙葉敏夫の3名を選任する。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大坂周作及び志々目昌史の2名を選任する。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と定める。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額8百万円以内と定める。

第9号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役2名を除く）に対し、総額50百万円の取締役賞与を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	99,708	316	59	(注)1	可決(99.05%)
第2号議案	99,794	223	59	(注)2	可決(99.14%)
第3号議案	99,682	340	59	(注)2	可決(99.03%)
第4号議案				(注)3	
丸崎 公康	97,665	2,355	59		可決(97.02%)
今井 力	98,462	1,558	59		可決(97.82%)
山岸 正明	98,431	1,589	59		可決(97.78%)
第5号議案				(注)3	
相原 誠	90,997	9,024	59		可決(90.40%)
多田 稔	86,707	13,314	59		可決(86.14%)
乙葉 敏夫	98,003	2,018	59		可決(97.36%)
第6号議案				(注)3	
大坂 周作	99,799	223	59		可決(99.14%)
志々目 昌史	99,799	223	59		可決(99.14%)
第7号議案	99,656	364	59	(注)1	可決(99.00%)
第8号議案	99,632	390	59	(注)1	可決(98.98%)
第9号議案	99,320	705	59	(注)1	可決(98.67%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上